

2号・3号認定子ども皆野町利用者負担額表（保育料）

利用児童の属する世帯の階層区分			3歳未満子ども		
国階層	町階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0円	0円	
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,400円	8,400円	
	第4階層	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	1円以上 12,150円未満	8,900円	8,700円
	第5階層		12,150円以上 24,300円未満	9,400円	9,200円
	第6階層		24,300円以上 36,450円未満	10,900円	10,700円
	第7階層		36,450円以上 48,600円未満	12,300円	12,100円
第4階層	第8階層		48,600円以上 56,800円未満	13,900円	13,700円
	第9階層		56,800円以上 65,000円未満	15,500円	15,200円
	第10階層		65,000円以上 81,000円未満	18,000円	17,700円
第5階層	第11階層		81,000円以上 97,000円未満	19,700円	19,400円
	第12階層		97,000円以上 109,000円未満	21,300円	20,900円
	第13階層		109,000円以上 121,000円未満	23,000円	22,600円
	第14階層	121,000円以上 145,000円未満	24,700円	24,300円	
第6階層	第15階層	145,000円以上 169,000円未満	29,500円	29,000円	
	第16階層	169,000円以上 213,000円未満	32,200円	31,700円	
	第17階層	213,000円以上 257,000円未満	34,800円	34,200円	
第7階層	第18階層	257,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,300円	
	第19階層	301,000円以上 397,000円未満	42,700円	42,000円	
第8階層	第20階層	397,000円以上	44,100円	43,300円	

注意 上記表の、階層区分決定の基礎となる市町村民税所得割額とは、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額とします。（調整控除のみ適用しています。）

① 年齢はクラス年齢です。保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は額は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定します。

② 国の基準

- ・ 3～5歳児クラスまでの児童の保育料が無料となります。0～2歳児クラスまでの児童については、住民税非課税世帯に限り保育料が無料となります。
- ・ 兄弟が同時に保育所等に入所する場合、第2子の保育料を半額、第3子以降は無料となります。
- ・ 市町村民税 57,700円未満の多子世帯については、年齢制限なく第2子は保育料半額、第3子以降無料となります。市町村民税非課税世帯の場合は、第2子から無料です。
- ・ 市町村民税 77,100円以下のひとり親世帯等（母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯）は、第1子半額、第2子以降無料となります。

③ 皆野町の取り組み

子育て支援に力を入れている皆野町では、平成25年度から多子世帯への保育料の軽減を実施しています。国の基準に加え、年収による制限なく、第3子以降は無料とします。ただし、保育料負担者が町税や保育料を滞納している場合は無料となりません。滞納が解消したことが確認できた翌月分から無料とすることができます。（滞納がある世帯の第3子以降、0～2歳児のみ、県の補助により半額とします。滞納が解消されれば前述のとおり無料となります。）

④ 保育料にかかる世帯状況の変更の届出を出されても（生活保護受給開始、離婚、標準・短時間の認定変更など）変更は届出の翌月分からになります。

⑤ 8月分までの保育料は前年度、9月分以降の保育料は当該年度の税額で決定します。市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月が保育料の切替時期となります。

⑥ 基本保育時間を超えて保育を利用する場合は、施設で決められた延長保育料が別途必要になります。

⑦ 同時入園していた兄弟が卒園して小学校へ入学した場合、第2子半額が無くなり、4月より保育料が高くなります。

例 3月分 第1子 20,400円、第2子 16,100円（32,200円の半額）

→ 4月分 第1子小学校入学、同時入所による半額が無くなり、第2子 32,200円となる。

